

8月10日(日)は、 県知事選挙の投票日

選挙は、民主主義の基盤であり、私たちが政治に参加する最も重要な基本的な機会です。投票所へお出掛けください。投票当日、都合の悪い人は期日前投票をご利用ください。



※第19投票所(大口沢公民館)は午後6時まで

▼市内で投票ができる人

▽平成6年8月11日以前に生まれ、投票日当日に満20歳以上の人
▽平成26年4月23日以前から安曇野市に住民登録されている人

※平成26年4月24日以降に県内の他の市町村から安曇野市へ転入の届出をした人は原則前住所地の市町村で投票できます。

▼投票所

「投票所入場券」をご確認の上、投票所にお出掛けください。昨年10月の市長・市議会議員選挙とは投票所が異なっている地区があります。市のホームページからもご確認いただけます。

▼市内で住所を異動した場合

7月9日までに、市内での転居

届を出された人は、新住所の投票所で投票となります。7月10日以後の届出は、旧住所の投票所での投票となります。

▼投票所入場券

投票所入場券(はがき)を有権者の世帯主あてに郵送します。当日持参してください。入場券を紛失した場合は、投票所での旨をお伝えください。

▼選挙公報

選挙公報は、選挙期日2日前までに新聞に折り込んでお届けします。また発行後は、本庁舎・各支所の窓口にも備え置きます。県選挙管理委員会のホームページで見することもできます。郵送を希望する場合は、事務局へご連絡ください。

期日前投票

投票日当日に投票が困難な場合は、期日前投票をご利用ください。

7月25日(金)～8月9日(土)

▽豊科公民館(豊科支所北向い)

▽穂高支所

8月2日(土)～9日(土)

▽三郷支所▽堀金支所

▽明科公民館

●時間

午前8時30分～午後8時

投票方法

▼代理投票

投票所係員が補助者となり、投票者の意思を代筆します。

▼郵便投票

重度の身体障がいをお持ちの人は、在宅で郵便による投票ができます(内容により制限あり)。早めに手続き願います。

▼点字投票

目の不自由な人は、点字投票ができます。

▼施設での不在者投票

不在者投票ができる施設に指定されている病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、その施設で、7月25日から不在者投票ができます。

インターネットを利用した選挙運動

インターネット等を利用した選挙運動は、規制があります。

●有権者は、ウェブサイト等(ホームページやツイッター・フェイスブック等のSNS、動画共有サービス)を利用した選挙運動が可能です。電子メールを利用した選挙運動は禁止されています(候補者・政党等は可能)。

●選挙運動は、告示日(7月24日)から投票日前日(8月9日)までしか行うことができません。また、未成年者等は選挙運動をすることができません。

●候補者等から送信された選挙運動用電子メールを転送することは禁止されています。また、選挙運動用ウェブサイト等や電子メールを印刷して配ることもできません。

問 安曇野選挙管理委員会事務局
(TEL)2000(代) FAX72・9266



特殊詐欺非常事態宣言

県民一丸となって、 防ごう特殊詐欺被害!

本年に入り4月までで、市内での特殊詐欺被害は2件、約500万円の被害があり、まだ特殊詐欺が増加傾向にあるとして、県では5月23日「特殊詐欺非常事態宣言」を発令しました。

県民が一丸となって警戒力を高め、被害の防止にご協力ください。

●詐欺の種類

▽もうかります詐欺 社債の購入や口ト6の当選番号、ギャンブル必勝法の情報提供等を持ちかける

▽支払え詐欺 「お金を支払わなければ財産を差し押さえる、裁判になる」とおとし、示談金をだまし取る

▽オレオレ詐欺 息子や孫を語る

●対策

▽怪しい電話には出ない 被害に遭わないためには、怪しい電話には出ないことが一番です。電話機に留守番電話機能が付いている場合は、設定をしましょう。

25年中の特殊詐欺

市内の被害額
約1億3,800万円
(件数7件)



だまされないで!!

▽声掛け、見守りを

高齢者などに手口や対処方法を呼び掛けることは被害防止に大変有効です。隣近所での声掛け、見守りにご協力ください。

●啓発活動

特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者世帯に対し警察では、全同居高齢者世帯(一人暮らしの高齢者)を対象に個別訪問による啓発を行います。

●早めの相談を

困ったことがあったらできるだけ早く消費者相談窓口か警察署に相談しましょう。

問 市消費生活センター

TEL71・2100 FAX82・3131(代)
TEL090・5203・2011
安曇野警察署 TEL72・0110

8月1日(金)～

通勤・通学・通院にご利用ください 県道路公社有料道路の 時間帯割引回数通行券を販売

8月1日(金)から県道路公社が運営する有料道路を日常的に利用する市民の皆さんを対象に、割引回数通行券の販売を開始します。朝夕の通勤時間帯の通行料金が「5割引」になりますので、ご利用ください。

●対象区間

▽三才山トンネル有料道路
▽新和田トンネル有料道路
▽平井寺トンネル有料道路
▽白馬長野有料道路

●対象者

日常的に通勤などで対象の有料道路を利用し、購入申込(申請)日において市民である人

●対象車種

普通車および軽自動車(公社車種区分による)

●割引回数通行券を利用できる時間帯

▽午前6時～9時
▽午後5時～8時
●購入単位 10枚単位(購入限度1回につき200枚まで、1人

あたり1年度に600枚まで)

●購入方法

▽お手数ですが、購入日の3日前までに「購入希望区間」「購入枚数」を監理課へご連絡ください。

▽申請書に必要事項を記入、印鑑を押印の上、免許証等の本人確認書類を添えて監理課窓口でお求めください。

▽受付・購入時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。(祝祭日および年末年始を除く)

●注意事項

▽払い戻しはできません。
▽法人は利用できません。
●その他 販売価格、購入手続き等詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせ・購入窓口

豊科支所内監理課
TEL72・3111(代) FAX72・3569